

# 國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

## 中村惕齋『筆記書集傳』管見

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-25 キーワード (Ja): 中村惕齋, 筆記書集傳, 書經, 尚書, 江戸漢字 キーワード (En): 作成者: 青木, 洋司 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2000227">https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2000227</a>

# 中村惕齋『筆記書集傳』管見

青木洋司

## 一、はじめに

江戸期において『書經』関連書は盛んに作成された。これは小野鶴山『書經講義』などの崎門学派の著作、中井履軒『尚書雕題』などの考証に類する著作、宇左恭寛『古文尚書國字解』などの訓蒙を目的とした著作、さらには荻生徂徠「尚書學」、伊藤蘭岬『書反正』など様々な学派、分野に及ぶことから明らかである。

右の著作群には傾聴すべき成果も存在するが、多くは各人の学術を把握するために『書經』解釈を取り上げてい<sup>(1)</sup>る。これらの著作には江戸期における『書經』解釈の受容と展開といった視点も存在しよう。

そこで本稿は中村惕齋『筆記書集傳』の『書經』解釈を検討し、当該期における『書經』解釈の受容と展開の一端

を解明したい。これまで『筆記書集傳』には言及さえも稀である。朱子学者としての高い評価に鑑みれば、取り上げる価値もあるう。なお、本稿では家蔵の『筆記書集傳』（明和元年・一七六四）を底本とした。

## 二、「五經筆記」と『書經』関連書への発言

中村惕齋、名は之欽、字は敬甫、寛永六年（一六二九）生、元祿十五年（一七〇二）卒<sup>(2)</sup>。訓蒙でも活躍し、漢字仮名混じり文で作成された著作の多くは「漢籍國字解全書」に収録された<sup>(3)</sup>。

惕齋は漢文体の著作も存在する。そのなかには、『筆記周易本義』『筆記書集傳』『筆記詩經集傳』『筆記禮記集說』『筆記春秋胡氏傳』からなる「五經筆記」も存在する。い

ずれも対象は朱子学系統の「五經」注釈書である。

これまで「五經筆記」には專論はない。例えば、楊齋の『詩經』解釈を扱う場合、『詩經示蒙句解』『筆記詩經集傳』の二書があるにも関わらず、取り上げられるのは前者である。「五經筆記」の対象とする諸書が朱子学に関わることを踏まえると、楊齋の學術の検討や江戸前期における朱子学の受容に関して価値を有する。

「五經筆記」は楊齋の没後に弟子の増田立軒の尽力によって刊行されたが、作成時期は不明である。『筆記書集傳』の冒頭には、室鳩巢による「五經筆記序」があり、「文義を解し、辭旨に通ずること最も詳密たり。其の後學に賜ふことや多し」などの記述があるものの作成時期への言及は存在しない。また、刊行された数は少ないようである。

立軒は楊齋の語録『伸子語録』（以下「語録」と略す。）も記録している。『語録』には「某作五經筆記」云々との記述が見えるため、「五經筆記」作成後の発言である。<sup>(5)</sup>

この『語録』には『書經』注釈書に関する次の発言が見える。

書經ノ末書多シ。其内、本文ノ字意ヲ考ニハ、書經講義會編ニ如ハナシ。蔡傳ヲ考ニハ、書經旁通ニ如ハナシ。事物ニハ書經通考ニ如ハナシ。（『語録』卷一、原

文に句読点等なし。筆者が補った。以下同じ。）

『書經』の注釈書は多い。そのなかでは、經文の字意の理解には明・申時行『書經講義會編』、蔡沈の注釈の理解には元・陳師凱『書蔡氏傳旁通』、事物の理解には元・黃鎮成『書經集註通考』がそれぞれ良い。

右のうち、第一の『書經講義會編』は『書集傳』に従い、大意を示す注釈書である。第二の『書蔡氏傳旁通』は『書集傳』を擁護する注釈書である。<sup>(6)</sup> 第三の『書經集註通考』は事物への注釈に優れる。

『語録』によると、楊齋は蔡沈『書集傳』や胡廣等『書經大全』のみに満足せず、元明に多く作成された『書經』関連書から取捨選択し、『書集傳』に従う諸書を重視する姿勢を示している。次は『筆記書集傳』と『書集傳』、及び、元明『書經』学との関係を検討したい。

### 三、蔡沈『書集傳』との関係

『筆記書集傳』は全十二卷である。巻首に「尚書源流」「尚書興廢」「尚書通論」「尚書文體」「尚書名義」「尚書綱領」「筆記書蔡氏傳序」があり、以下、堯典より秦誓に至るまでの全五十八篇の解釈が漢文体で示される。ただし、「筆記」

のためか、「曰若稽古帝堯」節、「克明俊德」節などと経文は省略される。また自序や自跋は存在しない。

まずは、蔡沈『書集傳』との關係を検討したい。『語録』卷一には、朱熹の弟子のうち、黄幹と蔡沈の評価に関する問答を載せる。惕齋は、蔡沈を「九峯の學識、勉齋よりも廣し。然り而して猶ほ透徹せざる處有り」と、黄幹よりも學識は広いと評価するものの、内容には少しく不滿を示す。

右のように蔡沈を論ずるが『書集傳』は評価しているようである。例えば、『筆記書集傳』と他の『書經』関連書とを比較すると、二篇の経文の順次が大きく異なる。

第一は武成である。『書集傳』武成は順次の異なる二つの経文が並列している。前者は『尚書正義』以来の経文であり、それに対する注釈の末尾に「按ずるに、此の篇編簡錯亂して、先後序を失ふ。今、其の文を後に考へ正す」という。これは武成の経文が大きく乱れているため、順次を改めた「今考定武成」を載せるとの注釈である。そのため、『書集傳』には従来の経文と蔡沈の定めた「今考定武成」とが並列している。これに対して、『筆記書集傳』武成では、従来の経文は載せず、明・袁玉蟠（袁宗道）の説に言及し、その後、「今考定武成」に従う旨を示す。

第二は洛誥である。『筆記書集傳』洛誥では、篇首に康

誥から四十八字を移動させており、こちらも経文の順次を改めている。武成とは異なり、改めた理由は示されていない。これも『書集傳』洛誥にいう、「○蘇氏曰はく、此の上に脱簡有り、康誥に在り。「惟三月哉生魄」より「洪大誥治」に至るまでの四十八字なり、と」に従い、改めたと考えるのが妥当である。

武成や洛誥の経文の順次が異なることは注意すべきである。『書集傳』では改めることを主張しているが、実際には改めてはいない。一方、『筆記書集傳』では実際に改めている。これは経文の順次に関して、『書集傳』の注釈を忠実に実行した結果である。また、『書經』は難解な経書にも関わらず、『筆記書集傳』に語注は少ない。これも経文の訓詁は『書集傳』に従うため、語注を必要としないためであろう。加えて、一書ではなく、二書以上の『書集傳』を確認するなど、文字の異同に注意を払っていたことも見える。これらから考えると、『書集傳』の重視は自明である。

当然ながら『書集傳』の重視は経文の解釈に及ぶ。舜典「百姓如喪考妣」には次のようにいう。

欽按、百姓如喪考妣。孔傳云、百官感德思慕。是謂臣為君斬之制也。故朱子云、古者謂畿内之民與列國諸侯、

為天子服斬衰三年、海内之民則不為服。唯堯聖德廣大、恩澤隆厚。又能讓舜、為天下得人。故海内之民、思慕之深、至於如此也。…蔡傳以百姓為圻内之民。是經朱子手正。蓋後來之定說耳。〔筆記書集傳〕舜典<sup>(13)</sup>

欽按するに、百姓、考妣を喪するが如し、と。孔傳に云ふ、百官、徳に感じて思慕す。是れ臣、君の為の斬の制を謂ふなり、と、故に朱子云ふ、古は畿内の民と列國の諸侯と天子の為に斬衰に服すること三年、海内の民は則ち服を為さざるを謂ふ。唯だ堯の聖徳廣大にして、恩澤隆厚なり。又た能く舜に譲り、天下の為人を得たり。故に海内の民、思慕の深きこと、此くの如きに至る、と。…蔡傳、百姓を以て圻内の民と為す。是れ朱子の手正を経たり。蓋し後來の定説なるのみ。

孔傳（實際は孔穎達の疏）と朱熹『晦庵集』の説とを引用する。『晦庵集』では、「畿内の民」「列國の諸侯」が堯の喪に服したとある。これに対して、『書集傳』では「圻内の民」のみが堯の喪に服したとする。このように両書の異なる解釈に対して、朱熹の訂正を受けた『書集傳』に従うべきとする。

この根拠は蔡沈「書集傳序」にいう、「二典・禹謨は先生蓋し嘗て是正す。手澤尚ほ新たなり。嗚呼、惜しひかな。

…。集傳は本と先生の命ずる所なり。故に凡そ師説を引き用ふるは復た識別せず<sup>(15)</sup>である。蔡沈によると、二典禹謨（堯典、舜典、大禹謨、皋陶謨、益稷）の解釈は、朱熹の校閲を経ており、『晦庵集』に見える『書經』解釈のうち、変更された解釈も『書集伝』に取り入れている。これを踏まえて、惕齋は『晦庵集』と『書集傳』とが異なる場合は、後者を重視する。

ただし、『筆記書集傳』には、僅かだが『書集傳』の解釈に否定的な場合もある。『書集傳』五子之歌「其三曰、惟彼陶唐」には次のようにいう。

堯初為唐侯、後為天子都陶。故曰陶唐。堯授舜、舜授禹、皆都冀州。〔書集傳〕五子之歌

堯は初め唐侯と為り、後に天子と為りて陶に都す。故に陶唐と曰ふ。堯は舜に授け、舜は禹に授け、皆な冀州に都す。…。

堯が唐侯となり、その後、天子となった際に陶に都したため、「陶唐」という。堯・舜・禹は冀州に都を置いたとの注釈である。これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○欽按、孔疏云、陶唐二字、或共為地名。而不明言其地。且諸書、皆言堯為帝、都平陽。蔡傳以陶為帝都。

未審何據。…。(『筆記書集傳』五子之歌)

○欽按ずるに、孔疏に云ふ、陶唐の二字、或いは共に地名と為す、と。而れども其の地を言ふを明らかにせず。且つ諸書、皆な言ふ、堯は帝と為り、平陽に都す、と。蔡傳、陶を以て帝都と為す。未だ何れに據るかを審らかにせず。…。

孔穎達の疏にいう、陶・唐をいずれも地名とする説を示す。しかし、孔穎達の疏には、どこにあったのかは示されていない。『書集傳』は陶を都としているが、何に基づくか不明とする。

『書集傳』には言及のない孔穎達の疏や『書集傳』以外の説を示し、陶に都したとする説を根拠不詳とする。この他にも『書集傳』に批判的な態度は確認できる。<sup>16)</sup>ただし、これらは僅かであり、『書集傳』の重視は明らかである。

#### 四、元明『書經』学との関係

前述したように、『語録』では『書經』関連書のうち、申時行『書經講義會編』、陳師凱『書蔡氏傳旁通』、黃鎮成『書經集註通考』を評価していた。

ここでは、これらも含めた元明『書經』学と『筆記書集

傳』との関係を確認したい。『書集傳』甘誓の篇題注には次のようにいう。

甘地名。有扈氏國之南郊也。在扶風郿縣。誓與禹征苗之誓同義。言其討叛伐罪之意。其坐作・進退之節。所以一衆志而起其怠也。誓師于甘。故以甘誓名篇。…。(『書集傳』甘誓)

甘は地名。有扈氏の國の南郊なり。扶風の郿縣に在り。誓は禹苗を征するの誓と義を同じくす。其の叛くを討ち罪あるを伐つの意を言ふ。其の坐作・進退の節を嚴にす。衆の志を一にして其の怠むを起さす所以なり。師に甘に誓ふ。故に甘誓を以て篇に名づく。…。

甘が地名であること、甘の具体的な場所、甘誓と名付けられた由来などを示す。これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

申瑤泉曰、甘誓一篇、僅八十字而其間六軍之制、車乘之法、邦國賞刑之典、無不明備。故聖人著之經、為萬世法。(『筆記書集傳』甘誓)

申瑤泉曰はく、甘誓の一篇は、僅かに八十字にして其の間、六軍の制、車乘の法、邦國賞刑の典、明備ならざるは無し。故に聖人、之が經を著し、萬世の法と為る。…、と。

申瑤泉（申時行）の説を引き、甘誓は僅かに八十字であるが、そのなかに六軍の制、以下が明確に備わっている。そのため、聖人（孔子）は甘誓を『書經』に収録し、万世の法となつたとする。

右では『書經講義會編』を引き、甘誓の大意を示している。これは『書集傳』を批判する態度ではなく、各篇の理解に資するものを適宜、引用したと考えられる。

篇題注に引用されるのは『書經講義會編』だけではない。湯誓の篇題注には次のようにいう。

○ 鄭嬭云、此篇作二段看。前三節是一段。誓以興師之意。末一節是一段。示以治師之律、說天命、便包人心在内。  
（『筆記書集傳』湯誓）

○ 鄭嬭に云ふ、此の篇は二段と作して看よ。前の三節は是れ一段なり。誓ふに師を興こすの意を以てす。末の一節は是れ一段なり。示すに師を治むるのを律を以てす。天命を説き、便ち人心を包む、内に在り、と。

鄭嬭（明・李青『書經鄭嬭集註』）の説を引き、湯誓は最初の三節、末尾の一節の二つに内容が分かるとする。

『書經講義會編』湯誓には、当該箇所「這一篇書、載成湯伐桀誓書之辭。故名爲湯誓」（這の一篇の書、成湯の桀を伐つる誓書の辭を載す。故に名づけて湯誓と爲す、と。）

とある。甘誓と同様に大意を示すが、どの節に対応するかを示さない。甘誓は短い篇のため、各節の要旨を必要とせず、それとは異なる湯誓は節ごとの要旨を示したと考えられる。<sup>(18)</sup>

『筆記書集傳』の篇題注に大意や要旨を示すことは、『書經』全篇に共通する。これは、各篇の理解を容易にする工夫であらう。

次に篇題注を踏まえた経文への議論を梓材から確認したい。まずは梓材の篇題である。

亦武王誥康叔之書。論以治國之理、欲其通上下之情、寬刑辟之用。而篇中有梓材二字。比稽田作室為雅。…。讀書者、優游涵泳、沈潛反覆、釋其文義、審其語脈、一篇之中、前則尊論卑之辭、後則臣告君之語、蓋有不可得而強合者矣。  
（『書集傳』梓材）

亦た武王の康叔に誥ぐるの書なり。論すに國を治むるの理を以てし、其の上下の情を通じ、刑辟の用を寛やかにせんと欲す。而して篇の中に梓材の二字有り。田を稽め室を作るに比すれば雅とす。…。書を読む者、優游涵泳、沈潛反覆して、其の文義を釋ね、其の語脈を審らかにすれば、一篇の中、前は則ち尊きが卑きを論すの辭、後は則ち臣が君に告ぐるの語にして、蓋し

得て強合すべからざる者有り。

梓材を武王が康叔に告げた書であり、上下の情に通ずること、刑罰を緩やかにすることが示されている。また、梓材の文義を深く考えてみると、前半は高い身分の人が低い身分の人を諭すものであり、後半は臣下が君主に告げた語であるとする。

『書集傳』では、はじめに篇の大意、次いで前半・後半で内容が異なることを示す。これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○袁玉蟠曰、此篇前四節是武王告康叔之書。首節欲其通上下之情。次二節欲其寬刑辟之用。末節總承上二節而以成終望之。後四節迺臣下進戒之詞。首一節示以馭臣之道。次二節示以化民。末節總承上二節而以永命期之也。  
(『筆記書集傳』梓材)

○袁玉蟠曰はく、此の篇、前の四節は是れ武王の康叔に告ぐるの書なり。首節は其の上下の情を通せんと欲す。次の二節は其の刑辟の用を寛やかにせんと欲す。末節は上の二節を總承し、而して終を成すを以て之を望む。後の四節は迺ち臣下の進戒を進むるの詞なり。首めの一節は示すに臣を馭するの道を以てす。次の二節は示すに民を化するを以てす。末節は上の二節を總

承し、而も永命を以て之を期するなり、と。

袁玉蟠（袁宗道）の説を引き、梓材前半の四節は武王が康叔に告げた書であり、上下の情に通ずること、刑罰を緩やかにすることが示される。後半の四節は臣下が君主を示した詞であり、臣下を馭する法、民の教化が示されるとする。梓材を武王が康叔に告げた書とするのは共通する。しかし、『書集傳』にいう、「尊きが卑きを諭すの辭」を「武王の康叔に告ぐるの書」とし、「臣が君に告ぐるの語」を「臣下の進戒を進むるの詞」と、それぞれ解釈している。『筆記書集傳』では、袁玉蟠の説を引くことで、『書集傳』の理解に資するようにしている。

この態度は経文の解釈にも及ぶ。以下に『筆記書集傳』梓材の全八節の引用状況を示す。

- (1) 「王曰、封、以厥庶民、暨厥臣」節… 鄭燮云、此通上下之情… 王方麓曰、…。
- (2) 「汝若恆越曰」節… 鄭燮云、上節… 一説鄭燮云… 〇旁通云、…。
- (3) 「王啓監」節… 鄭燮云、此拳先王命監之事而致其戒… 〇一説陳氏大猷曰、…。
- (4) 「惟曰、若稽田」節… 鄭燮云、此節以成終、望康叔… 〇一説陳氏大猷曰、…。

(5) 「今王惟曰」節… 鄭嬭云、此下四節、有周大臣進戒之詞…。

(6) 「皇天既付中國民」節… 鄭嬭云、此述先王以德受命之隆…。

(7) 「肆王惟德用」節… 鄭嬭云、此承上言…。申瑤泉曰、…。

(8) 「已若茲監」節… 申瑤泉曰、…。欽按、孔傳以此篇爲成王書…。

右のように「已若茲監」節を除き、『書經鄭嬭』を引用している。その解釈は「王曰、封、以厥庶民、暨厥臣」節の「此通上下之情」のように篇題での議論と同一である。

これは梓材のみではない。『書經』全篇に元明『書經』学の多くが引用される。従って、『筆記書集傳』の特徴として、理解に資するため、元明『書經』学を広く引用することが存在する。ただし、梓材に見える「一説陳氏大猷曰」は陳大猷『書集傳』からの引用ではなく、元明『書經』学からの引用である。つまり、惕齋は「旁通の引く所の陳氏大猷曰はく」とは引用しないのである。

附言すると、『筆記書集傳』には王陽明の説の引用が見える<sup>⑨</sup>。朱子とは異なる学派の人物だからといって、退けるのではなく、その説を引用することもある。先に引用した

梓材には袁宗道の説も確認できる。こちら朱子学とは異なる傾向である。江戸期を代表する朱子学者とされる惕齋が王陽明や袁宗道の説を引用することは注目すべきである。元明『書經』学の引用などからは、当時の学術の一端が窺えよう。この元明の学術との関係は別稿を期したい。

## 五、惕齋の自説

これまで検討したように、『筆記書集傳』では、元明『書經』学を多く引用する。ただし、引用のみの解釈書ではなく、「欽按」などとし、自説を示すこともある。以下、惕齋の自説を検討する。

### (1) 出典の明示

『書集傳』では、自説の他にも様々な文献が引用される。例えば、畢命「政貴有恆」節には次のようにいう。

…。蘇氏曰、張釋之諫漢文帝、秦任刀筆之吏、爭以亟疾苛察相高。其弊徒文具、無惻隱之實。以故不聞其過。陵夷至於二世、天下土崩。今以嗇夫口辯、而超遷之。臣恐天下隨風靡、爭口辯無其實。凡釋之所論、則康王以告畢公者也。

〔『書集傳』畢命〕

蘇氏曰はく、張釋之、漢の文帝を諫むるに、秦は刀筆の吏に任じて、争ひて亟疾苛察を以て相ひ高しとす。其の弊は徒らに文具はるも、惻隱の實無し。故を以て其の過ちを聞かず、陵夷すること二世に至りて、天下土崩す。今、嗇夫の口辯を以て、而も之を超遷せんとす。臣、天下風に隨ひて靡き、口辯を争ひて其の實無きを恐る、と。凡そ釋の論ずる所は、則ち康王以て畢公に告ぐる者ならん、と。

蘇軾『書傳』にいう、漢の文帝が嗇夫を上林令に拔擢しようとした際に張釋之が諫めた逸話を引き、康王が畢公に告げたものと同じとする解釈を示す。『書集傳』では經文の意を明らかにするために『書傳』を援用しているのであるが、これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○欽按、漢書張釋之之言。諫文帝拜虎園嗇夫為上林令。文具、注云謂具文而已。  
(『筆記書集傳』畢命)

○欽按するに、漢書の張釋之の言なり。文帝の虎園の嗇夫を拜して上林令と為すを諫む。文具はるは、注に云ふ、文を具へしのみを謂ふ、と。

蘇軾の引用したのは『漢書』に見える張釋之の発言であり、漢の文帝が虎園の嗇夫を上林令に拔擢しようとしたことを諫めたとする。また、『書集傳』でも引用する「其弊

徒文具」の「文具」には「注に謂ふ」と顔師古注の「師古曰、文具、謂具文而已」を引く。

『筆記書集傳』では、張釋之の逸話が『漢書』を出典とすること、その大意、顔師古注までを示す。

『書集傳』の出典を明示することは大禹謨の注釈「而太史公所謂、佚能思初、安能惟始、沐浴膏澤、而歌詠勤苦者」にも確認できる。『筆記書集傳』には次のようにいう。

○欽按、太史公之言出史記樂書。大概謂樂教之功能、能使民如此。  
(『筆記書集傳』大禹謨)

○欽按するに、太史公の言は史記の樂書に出づ。大概ね樂教の功能、能く民を使ふこと此くの如しを謂ふ。

『書集傳』にいう「太史公」云々は『史記』樂書に基づくこと、及び、その大意を示す。これは先ほどの畢命の注釈と同じである。これら出典の明示は『書集傳』の理解に資することを目的としており、本書のの特徴といえよう。

右の、出典の明示には問題点もある。立政「周公若曰、太史、司寇蘇公、式敬爾由獄、以長我王國、茲式有愼、以列用中罰」に、『書集傳』は「蘇、國名也。左傳蘇忿生以温為司寇」と、蘇が國名であること、『春秋左氏傳』に蘇忿生が司寇となった記事が見えるところ。これに対して、『筆記書集傳』には「○欽按、今河南懷慶府温県」とある

のみである。蘇の場所を示すが、『春秋左氏傳』の出典は示さない。出典である成公十一年を示すか、該当の記事を掲載すべき箇所である。一方、他の解釈では『春秋左氏傳』の出典を明示することも確認できる。<sup>21)</sup>つまり、出典の明示は徹底されてはいないとの問題がある。

また、出典の明示は惕齋の創見とは言い難い。『書集傳』無逸「文王不敢盤于遊田」節の注釈には「至唐猶有送使之制、則諸侯之供方伯舊矣。(唐に至りて猶ほ送使の制有れば、則ち諸侯の方伯に供すること舊し。)」とある。これに対し、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○唐食貨志云、憲宗時分天下之賦為三。一曰上供、二曰送使、三曰留州。  
(『筆記書集傳』無逸)

○唐の食貨志に云ふ、憲宗の時、天下の賦を分かちて三と為す。一を上供と曰ひ、二を送使と曰ひ、三を留州と曰ふ、と。

『新唐書』食貨志を引き、憲宗の時代に税制改革が行われ、中央の収入とする「上供」、節度使に送る「送使」、その地で使う「留州」に三分されたことを示す。

これらは先に確認した『漢書』『史記』の例と同じく、惕齋による出典の明示に見える。しかし、右は陳師凱『書蔡氏傳旁通』に全く同じ説が見える。<sup>22)</sup>従って、書名を省略

し、引用したと考えるのが妥当であろう。

陳師凱『書蔡氏傳旁通』を用いて、出典を明示することは他にも見える。例えば、『書集傳』湯誥「夏王滅德作威」の注釈には「屈原曰、人窮則反本。故勞苦倦極、未嘗不呼天也。(屈原曰はく、人窮すれば則ち本に反る。故に勞苦倦極して、未だ嘗て天を呼ばずんばあらず、と。)」とある。注釈に屈原の発言を用いているが、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○旁通云、屈原當作屈原傳曰。本太史公辭也。

○旁通に云ふ、屈原は當に屈原傳に曰はくに作るべし。  
本は太史公の辭なり、と。  
(『書蔡氏傳旁通』湯誥)

『書蔡氏傳旁通』を引き、「屈原曰」ではなく、「屈原傳に曰はく」とするべきであり、当該の発言は屈原賈生列傳での司馬遷の言葉であることを示す。

右は『新唐書』食貨志の場合とは異なり、『書蔡氏傳旁通』からの引用であることを明示している。一方では明示せず、一方では明示する理由は明らかにし難い。しかし、前述の『語録』には「蔡傳ヲ考ニハ、書經旁通ニ如ハナシ」としていることから、同書を参照し、『筆記書集傳』に収録したと考えられる。従って、出典の明示は『書蔡氏傳旁通』

などの先行する注釈書の手法を用いている。ただし、元明では行われていない箇所にも範囲を広げていることが特徴である。

## (2) 人名への注記

『書集傳』冒頭には「書經集傳序」があり、末尾は「嘉定己巳三月、既望。武夷蔡沈序」である。これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

欽按、…。○武夷山名、在宋福建省建寧府。蔡沈字仲默、西山先生之仲子、從學朱文公。隱居不仕、自號九峰先生。  
(『筆記書集傳』 筆記蔡氏書集傳序)

欽按するに、…。○武夷は山の名、宋の福建省の建寧府に在り。蔡沈、字は仲默、西山先生の仲子、朱文公に從學す。隱居して仕へず、自ら九峰先生と號す。

武夷が山名であり、福建省の建寧府にあり、蔡沈の字は仲默、西山先生（蔡元定）の次男であり、朱文公に從學した。仕官はせず、九峰先生と号したとする。

右は『書集傳』の注釈者である蔡沈に関連する注釈である。このように『書集傳』に登場する人物に対して注釈を行う。例えば、舜典「在璿璣玉衡、以齊七政」に対して、『書集傳』は「宋の錢樂、又た銅を鑄て渾天儀を作る」云々と

注釈する。<sup>(23)</sup>これに対して、『筆記書集傳』は次のようにいう。

欽按、宋錢樂、本志作錢樂之。其渾儀蓋襲蔡邕之舊規。以人多稱錢氏故也歟。  
(『筆記書集傳』 舜典)

欽按するに、宋の錢樂は、本志、錢樂之に作る。其の渾儀は蓋し蔡邕の舊規を襲ふ。人の多く錢氏と稱するが以ての故なるか。

『書集傳』にいう「錢樂が渾天儀を作成した」に、『宋史』律曆志では、錢樂之となつていたりことや作成した渾天儀について論じ、『書集傳』が錢樂之ではなく、錢樂としてゐるのは誤記などではなく、人々が錢氏と稱したからであろうかとの推測を載せる。

『筆記書集傳』において人名の注記は多く確認できる。<sup>(24)</sup>蔡沈や錢樂之の事例に見えるように、事跡などを併せて示すことが特徴である。この人名への注記は經文に登場する堯、舜、武王、周公などではなく、『書集傳』の注釈に見える人物に限定される。

ただし、人名への注記も楊齋の創見ではない。『書集傳』禹貢「恆・衛既從」には、孫炎・程氏・杜佑・李吉甫などの人名が見える。<sup>(25)</sup>これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○孫炎、字子然。後漢末人。注爾雅。…。欽按、程氏

名大昌、字泰之。宋人。杜佑・李吉甫、皆唐人。佑著  
通典。吉甫著元和郡縣志。〔筆記書集傳〕禹貢

○孫炎、字は子然。後漢末の人。爾雅に注す。…。欽  
按ずるに、程氏名は大昌、字は泰之。宋人なり。杜佑・  
李吉甫は、皆な唐人。佑は通典を著す。吉甫は元和郡  
縣志を著す。

「孫炎、字子然。後漢末人。注爾雅」は明示されていな  
いが、『書經大全』からの引用である。従つて、ここでは、  
『書經大全』を引用し、その後、程大昌・杜佑・李吉甫の  
説明をそれぞれ行つてゐる。

これも先行する注釈書の手法であるが、範圍を広げ、『書  
集傳』を補つたことが特徴である。

なお、『書集傳』の注釈者である蔡沈にも注釈を付けた  
ことに注目すると、『筆記書集傳』には初学者に向けた一  
面があろう。先に出典の明示にて、『書集傳』の理解に資  
する態度を確認した。これに蔡沈をはじめとする人名への  
注記を加えると、やはり、初学者を対象とするのではない  
か。

### (3) 地名の比定

『書集傳』には地名の注釈が多く見える。例えば多士篇

題には次のようにいう。

…。由是而推、則召誥攻位之庶殷、其已遷洛之民歟。  
不然、則受都今衛州也。洛邑今西京也。相去四百餘里。

…。〔書集傳〕多士

…。是に由りて推せば、則ち召誥の位を攻むるの庶殷  
は、其れ已に洛に遷るの民か。然らずんば、則ち受の  
都は今の衛州なり。洛邑は今の西京なり。相ひ去るこ  
と四百餘里なり。…。

受（殷の紂王）の都を今の衛州、洛邑を今の西京とし、  
それぞれの場所を比定する。これらは宋の地名である。こ  
れに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○欽按、宋時衛州今衛輝府。商紂故都也。西京今河南  
府洛陽也。以開封汴京、為東京。故以河南為西京也。  
下都當作故都。…。〔筆記書集傳〕多士

○欽按ずるに、宋の時の衛州は今の衛輝府なり。商の  
紂の故都なり。西京は今の河南府洛陽なり。開封・汴  
京を以て、東京と為す。故に河南を以て西京と為す。…。  
宋の衛州は今の衛輝府であり、紂王の都であった。西京  
は今の河南府洛陽である。宋では、開封・汴京を東京とし  
たため、河南を西京としたとする。

『書集傳』では宋の地名を示し、『筆記書集傳』では、そ

れを「今」として改めている。この改めた「今」が、どの時代を指すのかは問題となろう。『明史』地理志には、洪武元年八月に衛輝府が設置された記事が見える。これに従うと、『筆記書集傳』の「今」とは明の地名である。『筆記書集傳』において地名の比定を最も多く行うのは禹貢である。禹貢は性質上、地名が頻出するため、それに伴い、「今」として、明代の地名を示す。

『書集傳』に見える宋の地名を明の地名に比定する際に用いた文献を確認したい。武成「封比干墓、式商容閭」には次のようにいう。

…○比干墓、按一統志云、在河南衛輝府城北一十里云。即武王所封者。有石題曰、殷太師比干之墓。…。孔疏、紂所積之府倉、名曰鹿臺・鉅橋。其義未聞。按一統志、鹿臺淇縣南陽社、紂造以聚天下之財。…。

（『筆記書集傳』武成）

…○比干の墓は、按ずるに一統志に云ふ、河南の衛輝府の城北一十里に在りと云ふ。即ち武王の封ずる所なり。石題有りて曰はく、殷の太師比干の墓、と。…。孔疏、紂の積む所の府倉、名を鹿臺・鉅橋と曰ふ。其の義未だ聞かず、と。按ずるに一統志、鹿臺は淇縣の南陽社、紂造りて以て天下の財を聚む、と。…。

比干の墓の場所を『大明一統志』を用い、河南の衛輝府城の北一十里とし、鹿臺を淇縣の南陽社とする。比干の墓や鹿臺は、『書集傳』には注釈がなく、補った箇所である。『筆記書集傳』では『大明一統志』などを用いて、明代の地名を示す。これは和田静観窩『論語序説諺解』にも見える手法である。<sup>(29)</sup>従って、『大明一統志』の使用も創見ではない。

なお、『書集傳』に見える宋の地名を後の時代に改めることも創見ではない。『書集傳』牧誓の篇題には「牧、地名。在朝歌南。即今衛州治之南也。（牧は、地名。朝歌の南に在り。即ち今の衛州治の南なり）」とある。紂王と武王とが戦った牧が朝歌の南にあったこと、宋では衛州の州治の南にあることを示す。これに対して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

旁通云、衛州今衛輝路也。朝歌即州治。蓋州治正牧野地。武王陳兵在其少南。欽按今河南衛輝府、即殷紂所都朝歌地。宋為衛州、州治在今汲県。即殷牧野地也。

（『筆記書集傳』牧誓）

旁通に云ふ、衛州は今の衛輝路なり。朝歌は即ち州治。蓋し州治は正に牧野の地ならん。武王、兵を陳ね其の少南に在り、と。欽按ずるに、今の河南衛輝府は即ち

殷の紂の都する所の朝歌の地なり。宋の衛州為り。州治は今の汲県に在り。即ち殷の牧野の地なり。

『書蔡氏傳旁通』を引き、衛州は今の衛輝路であること、朝歌は衛輝路の州治であり、牧野があることを示す。『書蔡氏傳旁通』は元の著作のため、「今の衛輝路」は元の地名である。これを踏まえて、『筆記書集傳』では「今の河南衛輝府」とし、殷の紂王の都した朝歌であり、州治は汲県にあることを示す。この場合の「今」は先ほどと同じく明である。

右のように『書蔡氏傳旁通』でも『書集傳』に見える宋の地名を元に改めている。先に確認したように、惲齋は『書蔡氏傳旁通』を評価していた。そのため、地名を改めて示す手法も『筆記書集傳』に取り入れたと考えられる。

ただし、地名の比定は『書蔡氏傳旁通』よりも広範囲で全篇に及び、従来の注釈書や解釈書には見えないほど力が入っている。

これまで検討したように、『筆記書集傳』において「欽按」以下に自説を示すのは性理や修身ではなく、出典、人名、地名である。これは『書經』の性格に拠るものとも考えられるが、『書集傳』の理解に資することを目的としたためであろう。また、「元明『書經』学の成果を受容し、多く引

用するとともに、その手法を継承している。従って、解釈手法も元明『書經』学を模倣したものと位置づけられる。ただし、新説も確認できる。次に、この問題を考えたい。

#### (4) 曆の解明

元明『書經』学と大きく異なるのは曆に関連する年月の解釈である。『書經』には、武成「惟九年、大統未集」、多方「惟五月丁亥」のように、経文に、年月日が示されることがある。これらには様々な解釈が存在する。

例えば、泰誓上は、書序に「惟十有一年、武王伐殷。一月戊午、師渡孟津、作泰誓三篇」とあり、冒頭の経文に「惟十有三年春、大會于孟津」とある。これに対して、『書集傳』は書序「十一年」を「十三年」の誤りとし、書序「惟十有一年」、<sup>(30)</sup>経文「惟十有三年春」は全て「十有三年」の出来事とする。さらに経文「惟十有三年春、大會于孟津」に次のようにいう。

十三年者、武王即位之十三年也。春者、孟春建寅之月也。…又按漢孔氏以春爲建子之月。蓋謂三代改正朔、必改月數。改月數、必以其正爲四時之首。序言一月戊午。既以一月爲建子之月、而經又係之以春。故遂以建子之月爲春。…而四時改易、尤爲無藝。冬不可以爲

春、寒不可以爲暖、固不待辨而明也。∴。不然、則商以季冬爲春、周以仲冬爲春、四時反逆、皆不得其正。豈三代聖人、奉天之政乎。

〔書集傳〕泰誓上

十三年は武王位に即くの十三年なり。春は、孟春建寅の月なり。∴。又按ずるに漢の孔氏は春を以て建子の月と爲す。蓋し謂へらく、三代正朔を改むるに、必ず月數を改む、と。月數を改むれば、必ず其の正を以て四時の首めと爲す。序に言ふ、一月戊午、と。既に一月を以て建子の月と爲して、經も又た之を係くるに春を以てす。故に遂に建子の月を以て春と爲す。∴。而れども四時改易すること、尤も藝無しと爲す。冬は以て春と爲すべからず、寒きは以て暖かきと爲すべからざることを、固に辨を待たずして明らかなり。∴。然らずんば、則ち商は季冬を以て春とし、周は仲冬を以て春と爲す。四時反逆して、皆な其の正を得ず。豈に三代の聖人、天を奉るの政ならんや。

經文にいう「春」を「建寅之月」とし、孔安國が「春」を「建子之月」とし、夏・殷・周では曆を改める際に月も改めたとするが、そのようなことは三代の聖人たちが行うはずのない行為とする。これに對して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

○欽按、據邵子曆考之、商紂二十年丙寅、文王沒而武王立、明年丁卯、爲武王元年。至十三年己卯、克商、即天子位、改正朔。即此篇序、及武成所謂一月。而近歲安井筭哲、推曆驗之、一月是建子之月、其壬辰旁死魄、及二十八日戊午、皆在茲月而符合焉。然則此篇十有三年、及洪範十有三祀、是武王即諸侯位之十三年、而春亦爲子月明矣。蔡傳不依曆而云爾。

〔筆記書集傳〕泰誓上

○欽按ずるに、邵子の曆に據りて之を考へるに、商の紂の二十年丙寅、文王没して武王立つ、明年丁卯、武王の元年と爲る。十三年己卯に至りて、商に克ち、天子の位に即き、正朔を改む。即ち此の篇の序、及び武成の所謂る一月なり。而して近歳の安井筭哲、曆を推して之を驗すに、一月は是れ建子の月、其の壬辰旁死魄、及び二十八日戊午、皆な茲の月に在りて符合す。然らば則ち此の篇の十有三年、及び洪範の十有三祀、是れ武王の諸侯の位に即くの十三年にして、而も春も亦た子の月爲ること明なり。蔡傳、曆に依らずして爾か云ふ。

邵康節の説を引き、十三年に武王は殷に勝利し、即位し、曆を改めた。これは泰誓の書序「一月戊午、師渡孟津」、

及び、武成「惟一月壬辰、旁死魄」の出来事である。これに關しては、安井筭哲の議論もあり、一月は建子（歳首）であるから、經文「惟十有三年春」や洪範「十有三祀」は、武王が即位した十三年目であり、「春」も建子の月であることは明白とする。そして、『書集傳』は曆に基づくことなく、注釈をしたとの結論を示す。

『書集傳』は周が殷に勝利した際に曆は改めなかったとする。一方、『筆記書集傳』は殷に勝利した際に曆を改めたとする。ここで注意すべきは、邵康節（邵雍）とともに、安井筭哲（洪川春海）の議論に言及することである。筭哲は『書經』などに見える曆を検討した『書詩禮曆考』作成しており、『筆記書集傳』に多く引用されている。

例えば、多方「惟五月丁亥、王來自奄、至于宗周」に對して、『書集傳』は「成王即政之明年、商奄又叛。成王征滅之。（成王政に即くの明年、商奄又た叛く。成王征して之を滅ぼす。）とするのみで、「成王即政之明年」の具体的な月日は示さない。これに對して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

據陳氏所考、是為成王八年五月丁卯朔二十一日丁亥。  
（安井筭哲曆考亦同）  
（『筆記書集傳』多方）

陳氏の考へし所に據れば、是れ成王八年五月丁卯朔

二十一日丁亥と為す。（安井筭哲の曆考も亦た同じ。）  
陳師凱『書蔡氏傳旁通』に基づき、經文「惟五月丁亥」を「成王八年五月丁卯朔二十一日丁亥」とし、割り注で安井筭哲『書詩禮曆考』も同じであることを示す。<sup>32</sup>このような安井筭哲の説への言及は各篇に確認できる。最も顕著なのは以下に示すように堯典である。

「分命義仲」節…近歲、安井筭哲、據授時曆、推得堯時春分。日躔昴、昏星中。

「申命義叔」節…筭哲、推堯時夏至、日躔昴、昏心中。

「分命和仲」節…○星虛（筭哲、推堯時仲秋、日躔心、昏虛中。）

「申命和叔」節…○星昴（筭哲、推堯時冬至、日躔虛、昏昴中。）  
（『筆記書集傳』堯典）

『書詩禮曆考』における堯典への議論は右の四説が掲載されている。従つて、『筆記書集傳』堯典は、その全てを採用したことになる。これは堯典だけではなく『筆記書集傳』では『書詩禮曆考』の所説を全て引用している。この他にも『語録』には「安井筭哲が貞享曆、大カタ合ナリ」なる発言も見え、筭哲への高い評価が見える。<sup>34</sup>

安井筭哲の説を採用した理由には、『書集傳』における曆の注釈への不満がある。堯典「帝曰、咨汝義暨和、其

三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲」の「成歲」に関して、『書集傳』では、長文の注釈をつけ、末尾を「故必以此餘日、置閏月於其間、然後四時不差、而歲功得成。（故に必ず此の餘日を以て、閏月を其の間に置き、然る後に四時差はずして、而も歲功成ることを得。）とする。これに對して、『筆記書集傳』には次のようにいう。

欽按、注歲功、恐非經文成歲本旨。只主曆說為穩。

（『筆記書集傳』堯典）

欽按するに、注の歲功は、恐らくは經文の成歲の本旨に非ず。只だ曆說を主とするを穩と為す。

『書集傳』の歲功（一年の時序）に関する注は經文の「成歲」の本来の意ではない。曆說を主とするのが穩当である。右では「恐らくは經文の成歲の本旨に非ず」と『書集傳』を否定している。このような不満があるため、『書詩禮曆考』の所説を全て引用し、取り入れたのではないか。

なお、『筆記書集傳』には「欽按」ではなく、一条のみ「欽竊按」とする注釈が存在する<sup>(36)</sup>。これは舜典「月正元日」以下を南朝齊の姚方興の献上した舜典より以前の舜典の殘簡とする解釈である。歴代の解釈には見えないため、惕齋の創見であろう。従って、「竊」を使用し、元明『書經』学、あるいは、安井筭哲説と關係する他箇所と區別したと考え

られる。

## 六、むすびにかえて

本稿は江戸期における『書經』解釈の受容と展開の一端を説明するために、中村惕齋『筆記書集傳』を検討した。以下に内容を振り返りたい。

『仲子語録』に従うと、惕齋は、經文の字意の理解には明・申時行『書經講義會編』、蔡沈の注釈の理解には元・陳師凱『書蔡氏傳旁通』、事物の理解には元・黃鎮成『書經集註通考』をそれぞれ評価していた。

『筆記書集傳』では、『書集傳』の議論に従い、武成や洛誥の經文の順次を改めるなど、その重視が確認できる。また、篇題注、各節における大意や要旨などへの引用にも見えるように元明『書經』学の重視している。

ただし、『筆記書集傳』は引用のみの解釈書ではなく、惕齋の自説も見える。自説のうち、出典の明示、人名への注記、地名の比定は創見などではなく、元明『書經』学に確認できる手法である。

これらには徹底されていないなどの問題点も散見されるが、先行する注釈書よりも範囲を広げ、『書集傳』の理解

に資するために行っていることが特徴である。特に蔡沈にまで注釈をつけていることから、読者としては初学者を含むのではないか。

本稿で検討したように、惕齋が元明『書經』学の成果を受容し、広範囲に引用し、さらに、手法を継承していることに注目するならば、『筆記書集傳』は「元明『書經』学模倣期の解釈書」として、江戸期における『書經』解釈に位置づけることが可能である。

ただし、曆の解明に関する議論では『書集傳』の所説ではなく、安井箒哲『書詩禮曆考』のうち、『書經』に関する所説を全て採用している。これも『筆記書集傳』の特徴である。しかしながら、『書詩禮曆考』を用いた曆の解釈は、箒哲と交流のあった惕齋個人の特徴なのか、それとも江戸期における『書經』解釈の特徴なのかは再度の検討が必要である。今後の課題としたい。

(注)

(1) 江戸期の『書經』に関する研究には、近藤啓吾氏『小野鶴山の研究』(第二章小野鶴山の『書經講義』)(臨川書店、二〇〇二)、竹村英二氏『江戸後期儒者のフィロロギー原典批判の諸相とその国際比較』(思文閣出版、二〇一六)などがある。

(2) 惕齋の生涯は、柴田篤氏「中村惕齋」(叢書・日本の思想家「中村惕齋・室鳩巢」所収、明德出版社、一九八三)に詳しい。

(3) 惕齋の訓蒙は、石本道明氏「中村惕齋『論語示蒙句解』小考」(学問は人格の陶冶のために―)(江戸期「論語」訓蒙書の基礎的研究)所収、明德出版社、二〇二二)に詳しい。

(4) 増田立軒の事跡や学問は、竹治貞夫氏「増田立軒の事跡と学問上・下」(『徳島大学学芸紀要』人文科学、通号二八・二九、一九八七、一九七九)に詳しい。

(5) 『仲子語録』卷一「雖有吳草廬、而見處不純粹。但說注義精密周遍。某作五經筆記、有不得取其說多矣」なお、『仲子語録』は、内閣文庫所蔵本(「請求番号」211-0266)を用いた。

(6) 『書蔡氏傳旁通』は、拙稿「南宋末から元の『尚書』解釈―陳師凱『書蔡氏傳旁通』を中心として」(無窮會『東洋文化』、復刊第一二三号、二〇一六)参照。

(7) 『語録』卷一「伯立問曰、朱子門人之中、黃勉齋・蔡九峯、其巨擘乎。曰、勉齋人品煞好。但於知上、略有所不徹。九峯學識廣於勉齋。然而猶有不透徹處。…」

(8) 『書集傳』武成「按此篇編簡錯亂、先後失序。今考正其文于後」なお、『書集傳』は、中華書局本『書集傳』(王豐先點校、二〇一八)を用いた。

(9) 『筆記書集傳』武成「袁玉蟠曰、此篇首節至「無作神羞」記初往伐。

…。欽按、此據新考定章次而言。今從之」

(10) 『書集傳』 洛誥「○蘇氏曰、此上有脫簡、在康誥。自惟三月哉生魄、

至洪大誥治、四十八字」及び、「同」康誥篇題「特序書者、不知康誥篇首四十八字、爲洛誥脫簡、遂因誤爲成王之書。…」

(11) ただし、『筆記書集傳』金縢「孔傳訓乃爲汝」などのように、『書集傳』に存在しない箇所は語注が示されることもある。

(12) 『書集傳』酒誥「凡民夜相過者、輒殺之可乎」に対して、『筆記書集傳』酒誥「厥或誥曰」節では、「○註夜相過過字、一本作聚」とする。

(13) 以下の『筆記書集傳』の引用は明らかな誤記を除き、原典に附された訓点に従って書き下し文に改めた。

(14) 『晦庵集』 卷六十五、雜著「…。古者謂畿内之民、與列國諸侯、爲天子服斬衰三年、海内之民、則不爲服。惟堯聖德廣大、恩澤隆厚、又能讓舜、爲天下得人。故海内之民、思慕之深、至於如此也。…」

(15) 『書集傳』 書集傳序「二典・禹謨、先生蓋嘗是正。手澤尚新。嗚呼惜哉。集傳本先生所命。故凡引用師說、不復識別。…」

(16) 『書集傳』 益稷「夔曰、夏擊鳴球」への注釈「鳴球、玉磬名也」に対して、『筆記書集傳』は「蔡傳爲一器。未必其然」とする。

(17) 『書經講義會編』は内閣文庫所蔵本（請求番号、273—0153）を用いた。

(18) なお、九州大学の碩水文庫には惕齋の旧蔵本と伝わる『重刻書經鄭嬭集註』が所蔵されている。

(19) 『筆記書集傳』禹貢「治梁及岐」節「王陽明云、梁岐、相近。故曰及。凡山言治者、水道之衝、有疏闢之功也…」、及び、「同」君陳「必有忍、其乃有濟」節「王陽明日、必字與上二箇無字。呼應有忍者、忿戾之反而無備在其中、乃者難之之詞容足化忍。習忍、方可以致容」など。

(20) もとは『書傳』畢命「張釋之諫文帝、秦以任刀筆之吏、爭以亟疾苛察相高、其弊徒文具、無惻隱之實、以故不聞其過、陵夷至於二世、天下土崩。今以嗇夫口辯而超遷之、臣恐天下隨風而靡、爭爲口辯、而無其實。凡釋之所論、則康王以告畢公者也」に見える説である。

(21) 『筆記書集傳』泰誓「古人有言曰」節「○註殺敵二句、出左氏宣公傳」など。

(22) 陳師凱『書蔡氏傳旁通』無逸「唐食貨志云、憲宗時分天下之賦爲三。一曰上供、二曰送使、三曰留州」

(23) 『書集傳』舜典「宋錢樂又鑄銅作渾天儀。衡長八尺、孔徑一寸、環徑八尺、圓周二丈五尺強。轉而望之、以知日月星辰之所在。即璿璣玉衡之遺法也」

(24) 『筆記書集傳』禹貢「九河既道」に「○欽按、漢唐代人所筭九河地、大概皆在今北京之河間、山東之濟南二府之間。平州、今北京永

平府也。寰宇記、宋初臨川樂史著。許商、西漢末人。輿地廣紀、宋廬陵歐陽恣著」とする。

(25) 『書集傳』禹貢「恆・衛既從」に「大陸、孫炎曰、鉅鹿北廣阿澤。河所經也。程氏曰、鉅鹿去古河絕遠。河未嘗逕邢以行。鉅鹿之廣河非是。∴。杜佑・李吉甫以爲、邢・趙・深三州爲大陸者得之」とある。

(26) 『書經大全』禹貢「大陸、孫炎、字子然。後漢末人。注爾雅。曰鉅鹿、北廣阿澤河所經也。∴」

(27) 『明史』地理志三「衛輝府（元衛輝路、直隸中書省。）洪武元年八月爲府。十月屬河南分省。領縣六」

(28) 『書集傳』禹貢「青州之域、東北至海、西南距岱。岱、泰山也。在今襲慶府奉府縣西北三十里」に對して、『筆記書集傳』禹貢には「欽按、青州今山東之濟南以東之地、奉符、今爲泰安州、屬山東濟南府」とある。

(29) 拙稿「和田靜觀齋『論語序說諺解』小考」（『江戸期』論語』訓蒙書の基礎的研究』所収、明德出版社、二〇二二）参照。

(30) 『書集傳』書序「十一年者十三年之誤也。序本依放經文、無所發明。偶三誤而爲一。漢孔氏遂以爲十一年觀兵、十三年伐紂、武王觀兵、是以臣魯君也。∴。夫一月戊午、既爲十三年之事、則上文十一年之誤審矣。∴」なお、蔡沈の書序（小序）解釈は、拙稿「蔡沈の書序解釈について」（無窮會『東洋文化』復刊第一一〇・一一一

合併号、二〇一四）参照。

(31) 割り注は○に示した。以下同じ。

(32) 『書詩禮曆考』は内閣文庫所蔵本（請求番号194-0088）を参照した。

(33) この他にも『筆記書集傳』胤征「欽按、∴。筭哲曆考云、仲康即位之五年癸巳歲歲戌月庚戌朔辰時、入食限」などが確認できる。

(34) 『語録』卷三「日本ノ曆、華ノ古曆ト不合コト多シ。安井筭哲ガ貞享曆、大カタ合ナリ。然ドモ地異ニ域殊ナルニ因テ、刻限モ八刻ホドチガフナリ。∴」

(35) 『筆記書集傳』舜典・篇題「∴。○欽竊按、此篇「月正元日」以下、疑是古舜典殘簡、而伏生姑附之堯典尾末。孔氏則連上慎徽五典以下爲舜典而傳之也。然亦非全經矣」

（キーワード）中村惕齋、筆記書集傳、書經、尚書、江戸漢字